

令和元年台風第19号等に係る被災者生活再建支援及び防災・減災対策の推進 に関する意見書

台風第19号等の影響により東北、信越、関東、東海を中心に、越水などによる浸水、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、特に堤防が決壊した地域の被害は甚大なものとなった。

政府においては、被災直後から迅速な救出・救助活動、被災者支援などの応急対策とともに、早期復旧に向けたさまざまな取り組みに総力を挙げてきたところである。11月7日には「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」が取りまとめられ、被災者の生活の再建や学校・医療施設・社会福祉施設等の復旧に加え、中小・小規模事業者や農林漁業者に対する支援、観光需要喚起に向けた対策等が示された上、被災した河川については改良復旧等の対応を行うこととしている。

しかし、2万棟を超える住家が一部損壊以上の被害を受け、一刻も早い修復・再建が望まれる中、対策パッケージにおいて、災害救助法に基づく住宅の応急修理については「一部損壊」の一部に対象が拡大されたものの、被災者生活再建支援法における支援の対象は従前どおり「全壊」及び「大規模半壊」等に限定されており、住民の生活再建のためにさらなる支援が必要である。

また、政府は平成30年12月14日に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について3年間で集中的に実施することとしている。

本市においても、「名古屋市災害対策実施計画」等に基づき、災害対応力の強化を進めているところであるが、災害が頻発、激甚化する中で、国による積極的な支援及び災害対策の推進は必要不可欠である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 被災者の1日も早い生活再建のため、被災者生活再建支援法の要件を緩和し、弾力的な運用を行うこと。
- 2 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見きわめつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 3 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画どおりの実施と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣
（防災）

}

宛（各通）